

「日本語版医療特化型 LLM の社会実装に向けた安全性検証・実証」に係る公募要領

【受付期間】

2025 年 2 月 5 日(水)～2025 年 3 月 7 日(金) 正午まで

【提出先及び提出方法】

以下フォームから、必要情報の入力と提出書類のアップロードを行ってください。

<https://app23.infoc.nedo.go.jp/koubo/qa/enquetes/n53axhgqkp5c>

【留意事項】

※他の提出方法（持参、郵送、FAX 又は E-mail 等）による提出は、原則受け付けません。

※アップロードするファイルは、1 つの zip ファイルにまとめるなど、公募要領の指示に従ってください。

※受付期間内であれば提出書類の再提出は何度でも可能です。同一の提案者から複数の提出書類が提出された場合は、最後の提出分を有効とします。

※登録、応募内容確認、送信ボタンを押した後、受付番号が表示されるまでを受付期間内に完了させてください。（受付番号の表示は受理完了とは別です。）

※入力・アップロード等の操作途中で提出期限が来て完了できなかった場合は、受け付けません。通信トラフィック状況等により、入力やアップロードに時間がかかる場合があります。特に、提出期限直前は混雑する可能性がありますので、余裕をもって提出してください。

【e-Rad への登録】

※応募に際し、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による登録も必要です。

※e-Rad の使用にあたっては、事前に研究機関及び研究者の登録が必要です。所属機関の登録手続きに日数を要する場合があります。

※2 週間以上の余裕をもって登録手続きを行ってください。

※e-Rad 登録を行わないと本事業への応募ができませんので、十分留意ください。

2025 年 2 月

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

目次

1. 事業内容及び公募対象	3
(1) 事業内容	3
(2) 公募対象	4
2. 応募要件・実施要件	4
3. 応募方法	6
(1) 提出期限及び提出方法	6
(2) 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）への登録手続き	8
(3) 提出書類	8
(4) 提出にあたっての留意事項	8
4. 採択先の選定	9
(1) 審査の方法	9
(2) 審査基準	9
(3) 採択先の公表及び通知	11
(4) 選定スケジュール	11
5. 公募説明会の開催	11
6. その他重要事項・留意事項	12
7. 問い合わせ先	12
8. その他	12
9. 掲載資料	12
【別紙】その他重要事項・留意事項	14
◆応募にあたっての留意事項	14
(1) 提出書類の留意事項	14
(2) 契約等に係る情報の公表・開示	14
(3) 「不合理な重複」及び「過度の集中」の排除	14
(4) 「国民との科学・技術対話」への対応	16
(5) EBPM に関する取組への協力について	16
(6) 提出書類の情報の取り扱い	16
◆事業運営及び実施に係る各種手続き	17
(1) 事業運営	17
(2) 採択後の各種事務手続き	17
(3) 大学・国立研究開発法人等における若手研究者の自発的な研究活動	18
(4) RA（リサーチアシスタント）等の雇用	18
(5) 追跡調査・評価	18
◆法令遵守、研究不正への対応	19
(1) 安全保障貿易管理（海外への技術漏洩への対処）	19
(2) 特許出願の非公開に関する制度の留意点	20
(3) 研究不正への対応	21

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という。）は、2025年度に「日本語版医療特化型 LLM の社会実装に向けた安全性検証・実証」を実施する予定です。本事業への応募を希望する事業者を、以下の要領に従い広く募集します。

1. 事業内容及び公募対象

(1) 事業内容

- ・ 世界では Meditron や Me-LLaMA 等に代表されるような幅広い医療知識を持つ医療特化型 LLM が台頭しており、我が国としても医療現場での利活用を見越した性能を有する医療特化型 LLM の開発が求められます。
- ・ 日本国内の医療特化型 LLM の社会実装に向け、医療現場で安心して利用してもらう AI サービス開発のためには、個人情報等のプライバシーの保護や有害情報・誤情報の出力制御等、医療用特化型 LLM において特に求められる機能を充足させ、LLM の安全性を向上させることが重要となります。
- ・ 医療分野での生産性向上に資するユースケースに必要な情報から逆算し、リアルタイムで医師等に対して提案（電子カルテの作成支援、患者への適切な検査提案等）を行うことができる LLM について、スクラッチ開発やオープンモデルへの追加学習など、複数のモデルを構築しそれらの比較を行うことで、医療現場で安心して利用できるモデルを検証します。
- ・ 安全性が高いと見込まれるモデルについては、更なる安全性の検証や開発、実証を進め、日本国内における医療現場での AI 利活用に繋がります。

実施項目① 医療特化型 LLM の学習に必要なデータの検討、調達

- ・ 医療特化型 LLM 開発に必要な学習用データを入手し、AI が学習可能な最適な形式に変換する。

実施項目② 計算資源の調達・医療特化型 LLM 基盤開発計画

- ・ 医療特化型 LLM 開発に必要な計算資源を調達する。
- ・ フルスクラッチでのモデル開発とオープンモデルへの追加学習や国内及び海外のオープンモデルへの追加学習等、複数のモデルを構築しそれらの比較を行うことで、より安全性が高い LLM を選定。（TRL4：研究室レベルでの検証）
- ・ 選定した LLM について、医療特化型 LLM として研究開発、検証する。（TRL4：研究室レベルでの検証）

実施項目③ 医療特化型 LLM に必要な安全性の検証、とりまとめ

- ・ 上記で選定した医療特化型 LLM について、1 つ以上のユースケースで医療従事者の業務補助ツールなど、実用化可能なレベルに安全性を向上させるための研究開発、検証・実証（有害・誤情報出力の制御、プライバシー保護、セキュリティ確保、ロバスト性等）を実施する。（TRL5：想定使用環境でのテスト、BRL5：仮説検証）

詳細は「研究開発等計画」及び「2025年度実施方針」を参照してください。

(2) 公募対象

本公募の対象、予算規模及び事業期間は以下のとおりです。

対象	2025 年度予算規模	事業期間
日本語版医療特化型 LLM の社会実装に向けた安全性検証・実証 (委託)	1 件あたり 50 億円程度 (NEDO 負担率：100%)	2025 年度 (1 年間)

【留意事項】

- ・ 予算規模は変動する可能性があります。
- ・ 実施項目①～③は、相互に連携して研究開発を進める必要があるため、全体提案のみとします。

2. 応募要件・実施要件

【応募要件】

本事業は、研究開発と Society5.0 との橋渡しプログラム (BRIDGE) として実施します。

応募資格のある法人は、次の (1) ～ (9) までの条件 (応募条件)、「研究開発等計画」(資料 1) 及び「2025 年度実施方針」(資料 2) に示された条件を満たす、単独又は複数で受託を希望する企業・大学等とします。加えて、事業を実施するにあたっての要件を (10) ～ (20) までに示しています。(1) ～ (20) のすべての条件が満たされていない場合、審査の対象となりませんのでご注意ください。なお、国立研究開発法人が応募する場合、国立研究開発法人から民間企業への再委託又は共同実施(再委託先又は共同実施先へ資金の流れがないものを除く。)は、原則認めておりませんのでご注意ください。

- (1) BRIDGE に関係する、「科学技術イノベーション創造推進費に関する基本方針」(資料 3) 及び「研究開発と Society5.0 との橋渡しプログラム運用指針」(資料 4) を十分に理解していること。
- (2) 「研究開発等計画」(資料 1) 及び各省庁プログラムディレクター (各省 PD) 等の意向を踏まえながら、BRIDGE 関係者 (内閣府、経済産業省等の関係省庁やその他実施機関を含む) と密に連携・協力した上で事業を実施することができること。
- (3) 当該技術又は関連技術の研究開発の実績を有し、かつ、研究開発目標達成及び研究計画遂行に必要な組織、人員等を有していること。
- (4) 委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤、資金及び設備等の十分な管理能力を有し、かつ、情報管理体制等を有していること。
- (5) NEDO が事業を推進する上で必要とする措置を、委託契約に基づき適切に遂行できる体制を有していること。
- (6) 企業等が事業に応募する場合は、当該事業の研究開発成果の実用化・事業化計画の立案とその実現について十分な能力を有していること。

- (7) 研究組合、公益法人等が応募する場合は、参画する各企業等が当該事業の研究開発成果の実用化・事業化計画の立案とその実現について十分な能力を有するとともに、応募する研究組合等とそこに参画する企業等の責任と役割が明確化されていること。
- (8) 複数の企業等が共同して事業に応募する場合は、実用化・事業化に向けた各企業等間の責任と役割が明確化されていること。
- (9) 本邦の企業・大学等で日本国内に研究開発拠点を有していること。なお、国外の企業・大学等（研究機関を含む）の特別な研究開発能力、研究施設等の活用又は国際標準獲得の観点から国外の企業・大学等との連携が必要な場合は、国外の企業・大学等も参画する形で実施することができる。
- (10) 医療特化型 LLM 開発にあたっては、フルスクラッチでのモデル開発とオープンモデルへの追加学習や国内及び海外のオープンモデルへの追加学習等、複数のモデルを構築しそれらの比較を行うことで、LLM の基本的な性能としてどちらがより安全性が高いモデル（AI が不適切な挙動をしない、不適切な回答をしない、医療従事者を補助可能な適切な回答を出力する等）であるかを示すこと。
- (11) (10)の結果、より安全性が高いと見込まれるモデルについては、医療用特化型 LLM としての性能が発揮できるモデルとしての開発を進めること。
- (12) (11)で開発した医療特化型 LLM を医療従事者の業務補助ツールなどで実用化するにあたり、安全性を向上させるための研究開発、検証・実証を行うこと。その際、1. 有害情報・誤情報の出力制御、2. プライバシー保護、3. セキュリティ確保、4. ロバスト性については必ず対応するものとし、その他、AI の安全性を向上させるために必要な研究開発等があれば提案すること。
- (13) 上記 (11) 及び (12) の要件に基づき開発したモデルの社会実装の可能性を検証するため、医療現場でのユースケースを1つ以上想定した上でアプリケーション等を開発し、社会実装の可能性についての検証を行うこと。
- (14) 本事業では、開発した医療特化型 LLM を社会実装に繋げることが主たる目的であることから、代表として申請を行う者は民間企業とすること。また、民間企業又は民間企業を中心とするコンソーシアムが中核となり、開発した医療特化型 LLM の事業化やサービス化を行う事業構想を提案すること。
- (15) 医療特化型 LLM の開発にあたっては、いわゆるスタートアップ企業の活躍にも期待しており、本事業の主たる開発を担う部分に中小企業基本法第2条の規程に該当する者を参画させること。
- (16) 事業全体を通じて医学的知見に基づく助言・監修が必須であり、医学的見地からの AI の安全性に関する助言・監修が行える者及び個人情報の取扱に関する助言・監修が行える者をそれぞれ複数名参画させること。
- (17) 医療特化型 LLM の開発にあたり、LLM 学習用データを収集し、学習に適切な形式に変換するにあたっては、日本国内に法人格を有し、日本国内のみで変換作業を実施すること。
- (18) LLM の学習等においては、国内に設置されたデータセンターを継続的に利用出来る環境を整備すること。
- (19) 医療特化型 LLM を開発するにあたり、個人情報を含む医療情報を用いる場合には、「個人情報の保護に関する法律」、「次世代医療基盤法」及びこれらに関連する指針・ガイドラインを遵守して取り扱うこと。

- (20) 国内の AI 安全性に関する評価手法等の検討・とりまとめを行う AISI に対して本事業の取組状況や得られた成果について情報提供するとともに、AISI 側から資料提供等の依頼があった場合には可能な限り対応すること（企業秘密や個人情報に関するもの、対応にあたり多大な費用が発生するものは除く。）

【実施要件】

本事業は、採択後、業務委託契約を締結します。業務委託契約の締結にあたっては、最新の「業務委託契約約款」を適用します。その他必要に応じて、特別約款の適用を求める場合があります。また委託業務の事務処理においては、NEDO が提示する事務処理マニュアルに基づき実施いただきます。

事業の実施にあたっては、該当する約款およびマニュアルを遵守いただくことが要件となります。

【参考】委託事業の手続き：約款・様式

<https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/yakkan.html>

委託事業の手続き：マニュアル

<https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual.html>

3. 応募方法

(1) 提出期限及び提出方法

提案書等の提出書類を準備し、以下の提出期限までに提出資料のアップロードを完了させてください。なお、持参、郵送、FAX 又は E-mail による提出は受け付けません。ただし、NEDO から別途指示があった場合は、この限りではありません。

【提出期限】2025 年 3 月 7 日（金）正午アップロード完了

※応募状況等により、公募期間を延長する場合があります。公募期間を延長する場合は、ウェブサイトでお知らせいたします。

【提出先】Web 入力フォーム

<https://app23.infoc.nedo.go.jp/koubo/qa/enquetes/n53axhgqkp5c>

【提出方法】

提出先の Web 入力フォームで以下の①～⑪を入力いただき、⑫をアップロードしてください。⑫でアップロードするファイルは提出書類毎（全て PDF 形式）に作成し、一つの zip ファイルにまとめてください。なお、アップロードするファイル（PDF、zip 等）にはパスワードは付けないでください。

提出時に受付番号を付与します。再提出時には、初回の受付番号を入力してください。再提出の場合は、再度、全資料を再提出してください。

提出された提案書を受理した際には代表法人連絡担当者宛に提案受理のメールを送付いたします。

■入力項目

- ①提案テーマ名（「日本語版医療特化型 LLM の社会実装に向けた安全性検証・実証」と入力（※）
- ②代表法人名称及び共同提案法人名称（共同提案の場合は、提案法人名を列記）
- ③代表法人連絡担当者氏名
- ④代表法人連絡担当者所属部署・職名
- ⑤代表法人連絡担当者電話番号
- ⑥代表法人連絡担当者 E-mail アドレス
- ⑦研究開発の概要（300 文字以内）
- ⑧技術的ポイント（※）
- ⑨責任者名（所属部署・職名含む）（※）（法人毎に列記。委託事業の場合は研究開発責任者（共同提案の場合の研究開発統括責任者候補含む）、助成事業の場合は主任研究者）
- ⑩利害関係者（※）
- ⑪初回の申請受付番号（再提出の場合のみ）
- ⑫提出書類（(3) 提出書類をアップロード）

（※）利害関係の確認について

- NEDO は、採択審査にあたり大学、研究機関、企業等の外部専門家による「採択審査委員会」を開催します。この採択審査委員会では公正な審査を行うことはもちろん、知り得た提案情報についても審査以外の目的に利用することを禁じております。
- その上で、採択審査委員の選定段階で、NEDO は利害関係者を排除すべく細心の注意を払っているところですが、採択審査委員本人にも事前に確認を求め、より公平・公正な審査の徹底を図ることといたしております。
- そこで、提案者の皆さまには、採択審査委員に事前提供する情報の入力をお願いしております。
- NEDO から①提案名、⑧技術的ポイント、⑨責任者名を採択審査委員に提示し、自らが利害関係者、とりわけ競合関係に当たるかどうか、の判断を促します。技術的なポイントについては、競合関係を特定することが可能と考える技術的なポイントを問題ない範囲で記載いただけますようお願いいたします。
- また、NEDO が採択審査委員を選定する上で、利害関係者とお考えになる者がいらっしゃる場合には、⑩利害関係者に任意で記載いただいても構いません。なお、採択審査委員から、利害関係の有無の判断がつかないとのコメントがあった場合には、追加情報の提供をお願いする場合がございますので、ご協力をお願いいたします。
- 提案者が大学や公的研究機関の場合は、研究開発責任者（本提案における事業者の研究開発の代表者）について、大学又は大学院に所属する研究者は学科又は専攻まで所属を、公的研究機関に所属する研究者は部門やセンターまで所属を記載ください。

例：〇〇株式会社 〇〇 〇〇

〇〇大学〇〇学部〇〇学科 教授 〇〇 〇〇

〇〇大学院〇〇研究科〇〇専攻 教授 〇〇 〇〇

〇〇研究所 〇〇部門 部門長 〇〇 〇〇

(2) 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）への登録手続き

応募に際し、併せて府省共通研究開発管理システム（e-Rad）へ応募内容提案書を申請することが必要です。e-Rad の使用にあたっては、事前に研究機関及び研究者の登録が必要です。所属機関の登録手続きに日数を要する場合がありますので、2 週間以上の余裕をもって登録手続きを行ってください。

共同提案の場合には、代表となる事業者がまとめて登録を行ってください。この場合、その他の提案者についても研究分担者の欄に研究者の登録をお願いします。その他、入力にあたっては、以下リンクの「NEDO 事業への応募の際の e-Rad の手続きについて」の情報をご確認ください。

e-Rad ポータルサイト上で応募情報を入力の上、「応募内容提案書」の PDF ファイルをダウンロードしてください。本ファイルが NEDO への提出書類として必要になります。

その他 e-Rad については、e-Rad ポータルサイトをご確認ください。

【参考】NEDO 事業への応募の際の e-Rad の手続きについて

https://www.nedo.go.jp/koubo/201121_1_201121_1.html

e-Rad ポータルサイト

<https://www.e-rad.go.jp/>

(3) 提出書類

以下の提出書類が必要となります。具体的な様式は別添 1～5 をご参照ください。

提出書類
別添 1：提案書
別添 1-2：応募要件に対するチェックシート
別添 2：研究開発統括責任者候補及び研究開発責任者の研究経歴書
別添 3：企業情報
別添 4：ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況
別添 5：事業遂行上に係る情報管理体制等の確認票
e-Rad 応募内容提案書
直近の事業報告書及び直近 3 年分の財務諸表（原則、円単位：貸借対照表、損益計算書（製造原価報告書、販売費及び一般管理費明細書を含む）、株主（社員）資本等変動計算書）（※）

【留意事項】

（※）「株主（社員）資本等変動計算書」については、会社法で定める株式会社、合同会社、合資会社及び合名会社に該当する場合にのみ提出ください。なお、審査の過程で、必要に応じて財務に関する追加資料の提出や代表者面談を求める場合があります。

(4) 提出にあたっての留意事項

- ・提出書類は日本語で作成してください。
- ・「応募要件」を満たさない者の提出書類又は不備がある提出書類は受理できません。
- ・提出書類に不備があり、提出期限までに修正できない場合は、提案を無効とさせていただきます。受理後であっても、応募要件の不備が発覚した場合は、無効となる場合があります。

ます。

- ・無効となった提出書類は、NEDO で破棄させていただきます。
- ・登録、応募内容確認、送信ボタンを押した後、受付番号が表示されるまでを受付期間内に完了させてください。(受付番号の表示は受理完了とは別です。) 入力・アップロード等の操作途中で提出期限になり完了できなかった場合、受け付けません。
- ・通信トラフィック状況等により、入力やアップロードに時間がかかる場合があります。特に、提出期限直前は混雑する可能性がありますので、余裕をもって提出してください。
- ・提出時に受付番号を付与します。
- ・再提出は受付期間内であれば何度でも可能です。再提出時には、初回の受付番号を入力してください。また、再提出の場合は再度、全資料を再提出してください。
- ・同一の提案者から複数の提出書類が提出された場合は、最後の提出のみを有効とします。
- ・アップロードされたファイルにおいて、ウイルス検知又はその疑い等があると当機構が判断した場合は、調査のため第三者へファイルの提供を行う場合がありますので、予めご了承ください。

4. 採択先の選定

(1) 審査の方法

外部有識者による採択審査委員会と NEDO 内の契約・助成審査委員会の二段階で審査します。契約・助成審査委員会では、採択審査委員会の結果を踏まえ、NEDO が定める基準等に基づき、最終的に実施者を決定します。

必要に応じてヒアリング審査や資料の追加、代表者面談等をお願いする場合があります。なお、採択先の選定は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じられませんのであらかじめご了承ください。

(2) 審査基準

a. 採択審査の基準

- i. 必須項目（※必須項目に合致していない場合、審査の対象になりません。）

○応募要件との合致性

- ・日本国内における医療現場での利活用を想定した医療特化 LLM の開発、実証及び安全性の検証に関する内容が盛り込まれ、応募条件(1)～(9)に加えて、事業を実施するにあたっての要件 (10) ～ (20) をすべて満たした内容であるか。

- ii. 基礎的審査項目

○計画の具体性及び妥当性

- ・提案内容の実施スケジュールが明確か。
- ・提案に必要な経費について、予算の範囲内で具体的な説明があり、投資が期待される成果に見合ったものであるか。

○実施体制の妥当性

- ・提案内容の各取り組みにおいて、強みを持つ企業や機関等が適切に参画しているか。
- ・プロジェクト管理体制が具体的で、実行可能性が高いか。

○社会実装の可能性

- ・ 想定するユースケースは医療現場におけるニーズを的確に捉えたものであり、利活用に向けた具体的なロードマップが策定されているか。
- ・ 関係する国内医療機関や関連団体との連携体制が整備されているか。
- ・ 社会・経済への波及効果が期待できるか。

○モデルの開発、性能等

- ・ 医療現場で利活用が見込まれる高水準の性能及び安全性を有しているか。
- ・ 汎用的な自然言語や医学書籍、論文等の医学知識に係るデータを収集・整備し、それらを基にしたモデル開発について具体的に提案しているか。

○安全性評価手法等の妥当性

- ・ 医療特化 LLM の安全性評価の指標について、具体的な項目となっているか。
- ・ 安全性を担保するための医療用 LLM の開発手法及び評価手法が具体的で実行可能か。

○開発実績

- ・ 過去に医療特化 LLM の開発経験がある等、本事業の提案内容に資する実績を持つ企業等を参画させているか。

iii. 加点審査項目

○社会実装の可能性を高める提案

- ・ 利活用に向けたロードマップの担い手として、実績あるスタートアップ企業を複数参画させ、社会実装の実現可能性を高めているか。

○モデルの開発、性能等を高める追加的な提案

- ・ 汎用的な自然言語や医学知識に係るデータだけではなく、電子カルテ等の高品質な医療情報をモデルに学習させる（※）等、モデルの性能を高め得る具体的な提案となっているか。（※）の場合、「個人情報の保護に関する法律」、「次世代医療基盤法」及びこれらに関連する指針・ガイドラインを遵守して取り扱う旨が提案されている等、医療情報の取り扱いについて留意が成された提案となっているか。

○安全性評価の追加的な提案

- ・ 医療特化 LLM の安全性評価に係る指標について、セキュリティ確保及びロバスト性に関して、具体的な内容となっているか。
- ・ 安全性をより高めるための効果的な安全性評価の指標について、追加的な提案を行っているか。

○各種企業認定の取得

- ・ 女性活躍推進法に基づく認定企業（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）、次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業・トライくるみん認定企業）、若者雇用促進法に基づく認定企業（ユースエール認定企業）に該当するか。

b. 契約・助成審査委員会の選考基準

次の基準により委託予定先を選考するものとする。

i. 委託業務に関する提案書の内容が次の各号に適合していること。

1. 開発等の目標が NEDO の意図と合致していること。
2. 開発等の方法、内容等が優れていること。

3. 開発等の経済性が優れていること。
 - ii. 当該開発等における委託予定先の遂行能力が次の各号に適合していること。
 1. 関連分野の開発等に関する実績を有すること。
 2. 当該開発等の行う体制が整っていること。（再委託予定先等含む。）
 3. 当該開発等に必要な設備を有していること。
 4. 経営基盤が確立していること。
 5. 当該開発等に必要な研究者等を有していること。
 6. 委託業務管理上 NEDO の必要とする措置を適切に遂行できる体制を有していること。
- なお、委託予定先の選考に当たって NEDO は、以下の点を考慮します。
1. 優れた部分提案者の開発等体制への組み込みに関すること。
 2. 各開発等の開発等分担及び委託金額の適正化に関すること。
 3. 競争的な開発等体制の整備に関すること。
 4. 一般社団法人若しくは一般財団法人又は技術研究組合等を活用する場合における役割の明確化に関すること。

(3) 採択先の公表及び通知

a. 採択結果の公表等

採択した案件に関しては、事業者名（委託事業の場合の再委託先・共同実施先、助成事業の場合の委託先・共同研究先含む）、事業概要を NEDO のウェブサイト等で公表します。

不採択とした案件については、その旨を不採択とした理由とともに提案者へ通知します。

b. 採択審査委員の氏名の公表

採択審査委員の氏名は、採択案件の公表時に公表します。

c. 附帯条件

採択に当たって条件（予算や体制の変更、経費の支払方法 等）を付す場合があります。

(4) 選定スケジュール

2025 年 3 月 7 日：公募締切

2025 年 3 月 25 日（予定）：採択審査委員会（外部有識者による審査）

2025 年 4 月上旬（予定）：契約・助成審査委員会

2025 年 4 月上旬（予定）：採択先決定

2025 年 4 月中旬（予定）：ウェブサイト公表

2025 年 6 月上旬（予定）：契約締結

5. 公募説明会の開催

本公募について、以下のとおり説明会を開催し、事業内容や公募手続き及び留意事項等について説明しますので、応募を予定される方は可能な限り出席してください。なお、説明会は日本語で行います。出席希望の事業者は、2025 年 2 月 12 日（水）17 時までに以下のフォームより、氏名、アドレス、ウェビナーに参加する際の表示名、組織名（会社名、団体名、大学名）をご登録ください。

日時：2025 年 2 月 13 日（木）16 時 00 分～17 時 00 分

場所：オンライン開催（Microsoft Teams 会議を予定）

【参加登録フォーム】

<https://events.teams.microsoft.com/event/f28090c3-c211-4b21-b000-54334b08566b@9151c5b6-2333-429d-abf0-0378f5e583c1>

6. その他重要事項・留意事項

応募時の留意点や採択後の各種事務手続きなど、その他の重要事項や留意事項を「【別紙】その他重要事項・留意事項」にまとめて記載してありますので、応募にあたっては必ず事前にご一読ください。

7. 問い合わせ先

本公募の内容に関する質問等は説明会で受け付けます。それ以降の問い合わせは、2025 年 3 月 7 日（金）までに限り、以下の問い合わせ先の E-mail で受け付けます。ただし、審査の経過等に関するお問い合わせには応じられません。

国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構

A I ・ロボット部 御代川・西尾・安江（担当者名）

E-mail : project_medical_llm@nedo.go.jp

8. その他

【NEDO 公式 SNS】

以下リンクの NEDO 公式 SNS をフォローいただくと、ウェブサイトに掲載された最新の公募情報に関するお知らせを SNS で確認できます。是非フォローいただき、ご活用ください。

<https://www.nedo.go.jp/nedomail/index.html>

【NEDO 事業に関する業務改善アンケート】

NEDO では、NEDO 事業に関する業務改善アンケートを常に受け付けております。ご意見のある方は、以下リンクの「7. NEDO 事業に関する業務改善アンケート」から、ご意見お寄せください。なお、内容については、本事業に限りません。

https://www.nedo.go.jp/shortcut_jigyoku.html

9. 掲載資料

資料 1：研究開発等計画

資料 2：2025 年度実施方針

資料 3：科学技術イノベーション創造推進費に関する基本方針

資料 4：研究開発と Society5.0 との橋渡しプログラム運用指針

公募要領

別添 1：提案書

別添 1-2：応募要件に対するチェックシート

別添 2：研究開発統括責任者候補及び研究開発責任者の研究経歴書

別添 3：企業情報

別添 4：ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況

別添 5：事業遂行上に係る情報管理体制等の確認票

様式：積算用総括表

【別紙】その他重要事項・留意事項

◆応募にあたっての留意事項

(1) 提出書類の留意事項

①研究経歴書の提出

提案書の一部として研究経歴書を提出いただきます。様式は別添資料をご参照ください。

委託事業の場合は、研究開発全体を統括する「研究開発統括責任者候補」の研究経歴書（共同提案の場合のみ）と、各提案者の研究開発の責任者となる「研究開発責任者」の研究経歴書を提出していただきます。研究開発責任者は、契約後の委託業務においては、事務処理マニュアル中に記載の「業務管理者」を想定しています。

【参考】研究者情報の researchmap への登録について

researchmap (<https://researchmap.jp/>) は日本の研究者総覧として国内最大級の研究者情報データベースで、登録した業績情報は、インターネットを通して公開することもできます。また、e-Rad と連携しており、登録した情報を他の公募で求められる内容に応じて活用することもできます。researchmap で登録された情報は、国等の学術・科学技術政策立案の調査や統計利用目的でも有効活用されておりますので、本事業実施者は、researchmap への登録も併せてご検討ください。（researchmap は、NEDO が運用するシステムではありません。）

(2) 契約等に係る情報の公表・開示

委託事業については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）や「NEDO における随意契約情報の公表に関する運用指針」に基づき、採択決定後、NEDO との関係や契約に係る情報を NEDO のウェブサイトで公表することがありますので、あらかじめご了承ください。詳細は、以下ウェブサイトをご覧ください。

また、外部からの問い合わせに応じて、契約額や交付決定額を開示する場合があります。

【参考】契約に係る情報の公表について

<https://www.nedo.go.jp/content/100431960.pdf>

随意契約に関する事項

https://www.nedo.go.jp/nyusatsu/zuiikeiyaku_top.html

(3) 「不合理な重複」及び「過度の集中」の排除

「不合理な重複」（注 1）、又は「過度の集中」（注 2）が認められる場合には、採択を行わないことがあります。また、それらが採択後に判明した場合には、採択取り消し又は減額することがあります。

（注 1）

同一の研究者による同一の研究課題（競争的研究費が配分される研究の名称及びその内容をいう。以下同じ。）に対して、複数の競争的研究費その他の研究費（国外も含め、補助金や助成金、共同研究費、受託研究費等、現在の全ての研究費であって個別の研究内容に対して配分されるもの（※）。）が不必要に重ねて配分される状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

○実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ。）の研究課題について、複数の競争的研究費その他の

研究費に対して同時に応募があり、重複して採択された場合

○既に採択され、配分済の競争的研究費その他の研究費と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合

○複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合

○その他これらに準ずる場合

(※) 所属する機関内において配分されるような基盤的経費又は内部資金、商法で定める商行為及び直接又は間接金融による資金調達を除く。

(注 2)

同一の研究者又は研究グループ（以下「研究者等」という。）に当該年度に配分される研究費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

○研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合

○当該研究課題に配分されるエフォート（研究者の全仕事時間（※）に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合（％））に比べ、過大な研究費が配分されている場合

○不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合

○その他これらに準ずる場合

(※) 研究者の全仕事時間とは、研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動や管理業務等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

①現在の他府省を含む他の競争的研究費その他の研究費の応募・受入状況や、現在の全ての所属機関・役職に関する情報について応募書類や共通システムに事実と異なる記載をした場合は、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがあります。

②提出いただく情報については、守秘義務を負っている者のみで扱います。また、他の配分機関や関係府省間で情報が共有されることがあり得ますが、その際も守秘義務を負っている者のみで共有を行います。

③共通システムを活用し、不合理な重複及び過度の集中の排除を行うために必要な範囲内で、応募内容の一部に関する情報を競争的研究費の府省庁担当課（独立行政法人等である配分機関を含む。以下同じ。）間で共有します。応募書類や共通システムへの記載及び他府省からの情報等により「不合理な重複」又は「過度の集中」と認められる場合は、その程度に応じ、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分を行います。

④研究費や所属機関・役職に関する情報に加えて、寄附金等や資金以外の施設・設備等の支援を含む、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報について、関係規程等に基づき、所属機関に適切に研究者から報告が行われていないことが判明した場合は、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがあります。また、当該応募課題に使用しないが、別に従事する研究で使用している施設・設備等の受入状況に関する情報については、不合理な重複や過度な集中にならず、研究課題が十分に遂行できるかを確認する観点から、事業者に対して、当該情報の把握・管理の状況について提出を求めることがあります。

⑤各機関においては、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について」（令和 3 年 4 月 27 日 統合イノベーション戦略推進会議決定）を踏まえた利益相反・責務相反に関する規程が整備されていることが重要です。各機関としての規程の整備状況及び情報の把握・管理の状況を必要に応

じて照会を行うことがあります。

- ⑥今後、秘密保持契約等を締結する際は、競争的研究費の応募時に、必要な情報に限り提出することがあることを前提とした内容とすることを検討いただきますようお願いいたします。ただし、企業戦略上著しく重要であり、秘匿性が特に高い情報であると考えられる場合等、秘匿すべき情報の範囲について契約当事者が合意している契約においては、秘匿すべき情報を提出する必要はありません。なお、必要に応じて提案者に秘密保持契約等について、関係府省またはNEDOから照会を行うことがあります。

【参考】競争的資金研究費の適正な執行に関する指針

https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/shishin_r3_1217.pdf

(4) 「国民との科学・技術対話」への対応

本事業の実施にあたっては、研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する活動（以下「国民との科学・技術対話」という。）に関する講演、成果展示、情報発信等の経費の計上が可能です。

本事業において、「国民との科学・技術の対話」の活動を行う場合は、その活動の内容及び必要な経費を提案書に記載して提出してください。本活動に係る支出の可否は、研究活動自体への影響等も勘案して判断します。

【参考】「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）

<https://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/taiwa/>

(5) EBPMに関する取組への協力について

EBPM（Evidence-Based Policy Making：証拠に基づく政策立案）（※）の取組を政府として推進すべく、提案時から事業終了時まで提供いただいた情報（提供いただいた情報を加工して生じた派生的な情報も含みます）については、効果的な政策立案や、政策の効果検証のため、経済産業省、及びその業務委託先、独立行政法人、大学その他の研究機関・施設等機関（政策の効果検証目的のみの利活用や守秘義務等の遵守に係る誓約書を提出した機関・研究者）に提供・利活用される場合があります。

本事業への応募にあたっては、上記のEBPMに関する取組への協力に同意したものとみなします。

（※）政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化したうえで合理的根拠（エビデンス）に基づくものとすることです。限られた予算・資源のもと、各種の統計を正確に分析して効果的な政策を選択していくEBPMの推進は、2017年以降毎年、政府の経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）にも掲げられており、今後ますます重要性が増していくことが予想されます。

(6) 提出書類の情報の取り扱い

NEDOは、応募書類等の提出書類は審査のために利用します。

また、公文書等の管理に関する法律に基づく行政文書の管理に関するガイドラインに沿って定められた関係規程により、厳重な管理の下、一定期間保存します。この際、取得した個人情報については、法令等に基づく場合の提供を除き、研究開発の実施体制の審査のみに利用しますが、特定の個人を識別しない状態に加工した統計資料等に利用することがあります。

また、提案書の一部である研究経歴書（CV）については、採択先決定後、適切な方法をもって速やかに廃棄します。

なお、e-Rad に登録された各情報（プロジェクト名、応募件名、研究者名、所属研究機関名、予算額及び実施期間）及びこれらを集約した情報は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成 13 年法律第 140 号）第 5 条第 1 号イに定める「公にすることが予定されている情報」として取り扱われます。

◆事業運営及び実施に係る各種手続き

(1) 事業運営

①全体の運営方針

NEDO は、研究開発等計画及び毎年度策定する実施方針に沿って、本事業を運営します。NEDO が提示する基本計画及び実施方針を必ずご確認ください。

なお、事業の進捗や評価、周辺環境の変化（内外の研究開発動向、政策動向、市場動向等）などの状況を踏まえ、事業内容の見直しや事業を中止する場合があります。

②知財・データマネジメント

本事業は、以下に掲載する公募時期に対応した最新の「NEDO プロジェクトにおける知財マネジメント基本方針」を適用するとともに、産業技術力強化法第 17 条（日本版バイ・ドール規定）が適用されます。本事業の成果である特許等について、「特許等の利用状況調査」（バイ・ドール調査）にご協力をいただく場合があります。

また本事業は、以下に掲載する最新の「NEDO プロジェクトにおけるデータマネジメント基本方針」を適用します。

【参考】NEDO プロジェクトにおける知財マネジメント基本方針

https://www.nedo.go.jp/jyouhoukougai/other_CA_00002.html

NEDO プロジェクトにおけるデータマネジメントについて

https://www.nedo.go.jp/jyouhoukougai/other_CA_00003.html

(2) 採択後の各種事務手続き

①NEDO プロジェクトマネジメントシステムの利用

本事業における契約や検査等の事務処理手続きについては、NEDO が運用する「NEDO プロジェクトマネジメントシステム」を利用していただきます。利用に際しては利用規約に同意の上、G ビズ ID を用いた利用申請もしくは利用申請書の提出が必要です。

G ビズ ID の詳細は、G ビズ ID ホームページをご確認ください。

【参考】NEDO プロジェクトマネジメントシステムの利用規約

<https://www.nedo.go.jp/content/100906708.pdf>

G ビズ ID ホームページ

<https://gbiz-id.go.jp/top/>

②資産の取り扱い

委託業務を実施するために購入し、または製造した取得資産のうち、取得価額が 50 万円（消費税込）以上、かつ法定耐用年数が 1 年以上の資産については、NEDO に所有権が帰

属します。なお委託先が、国立研究開発法人等（国立研究開発法人、独立行政法人）、大学等（国公立大学、大学共同利用機関、私立大学、高等専門学校）、地方独立行政法人の場合には、資産は原則として委託先に帰属します。また委託先は、事業期間終了後、有償により、NEDO 帰属資産を NEDO から譲り受けることとなっています。

(3) 大学・国立研究開発法人等における若手研究者の自発的な研究活動

2020 年度以降の新規契約又は交付決定について、大学又は国立研究開発法人等で雇用される 40 歳未満（40 歳となる事業年度の終了日まで）の若手研究者による当該事業の推進に資する自発的な研究活動の実施を可能とします。

なお、採択決定後、大学又は国立研究開発法人等は、実施計画書に予めその旨を記載し、その実績を従事日誌又は月報等により当機構に報告することになります。

【参考】競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針

<https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/jisshishishin.pdf>

(4) RA（リサーチアシスタント）等の雇用

第 6 期科学技術・イノベーション基本計画においては、優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生に対する経済的支援を充実すべく、数値目標が掲げられています。

本事業においても RA（リサーチアシスタント）等の研究員登録が可能であり、本事業で、研究員費を支払うことが可能です。

なお、本事業を通じて知り得る秘密情報を取り扱う RA 等は、NEDO と契約締結又は交付決定する大学組織との間で、守秘義務を含む雇用契約を締結されている必要があり、本事業に直接に従事する者は、全て研究員登録を行う必要があります。

【参考】第 6 期科学技術・イノベーション基本計画

<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/index6.html>

研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ

<https://www8.cao.go.jp/cstp/package/wakate/wakatepackage.pdf>

ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン

https://www.mext.go.jp/content/20201203-mxt_kiban03-000011852_1.pdf

(5) 追跡調査・評価

事業終了後、追跡調査・評価にご協力いただく場合があります。詳細については、以下ウェブサイトをご覧ください。

【参考】追跡調査・評価の概要

<https://www.nedo.go.jp/content/100931274.pdf>

◆法令遵守、研究不正への対応

(1) 安全保障貿易管理（海外への技術漏洩への対処）

- a. 我が国では、我が国を含む国際的な平和及び安全の維持を目的に、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）（以下「外為法」という）に基づき輸出管理（※）が行われています。外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則外為法に基づく経済産業大臣の許可を受ける必要があります。

（※）我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①輸出貿易管理令別表第 1 及び外為令別表第 1 に記載の品目のうちある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、軍事転用されるおそれがある場合（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）から成り立っています。

- b. 貨物の輸出だけでなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者（非居住者）又は特定類型（※）に該当する居住者に提供する場合等は、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USB メモリなどの記録媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生や研究者の受入れや、共同研究等の活動の中にも、規制対象となる技術の提供が含まれる場合があります。本事業を通じて取得した技術等を輸出（提供）しようとする場合、又は本事業の活用により既に保有している技術等を輸出（提供）仕様とする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご注意ください。

（※）非居住者の影響を強く受けている居住者の類型のことを言い、「外国為替及び外国貿易法第 25 条第 1 項及び外国為替令第 17 条第 2 項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」

1. (3) サ①～③に規定する特定類型を指します。

- c. また、外為法に基づき、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を業として行う場合には、安全保障貿易管理の体制構築を行う必要があります（※）。経済産業省から指定のあった事業については委託契約締結又は交付決定時までに、本事業により外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の輸出が予定されているか否かの確認及び、輸出の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行う場合があります。輸出の意思がある場合で、管理体制が無い場合は、輸出又は本事業終了のいずれか早い方までの体制整備を求めます。なお、同確認状況については、経済産業省の求めに応じて、経済産業省に報告する場合があります。また、本事業を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、契約・交付決定の全部又は一部を解除する場合があります。

（※）輸出者等は外為法第 55 条の 10 第 1 項に規定する「輸出者等遵守基準」を遵守する義務があります。

また、ここでの安全保障貿易管理体制とは、「輸出者等遵守基準」にある管理体制を基本とし、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を適切に行うことで未然に不正輸出等を防ぐための、組織の内部管理体制を言います。

- d. 安全保障貿易管理の詳細については、以下をご覧ください。

・ 安全保障貿易管理（全般） <https://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

(Q&A <https://www.meti.go.jp/policy/ampo/qanda.html>)

- ・一般財団法人安全保障貿易センター モデル内部規程
<https://www.cistec.or.jp/export/jisyukanri/modelcp/modelcp.html>
- ・安全保障貿易ガイダンス（入門編）
<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/guidance.html>
- ・安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）
https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf
- ・大学・研究機関のためのモデル安全保障貿易管理規程マニュアル
<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/daigaku/manual.pdf>

(2) 特許出願の非公開に関する制度の留意点

a. 特許出願の非公開に関する制度

委託先は、「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律」（以下「経済安全保障推進法」という。）に基づく特許出願の非公開制度（令和6年5月1日施行）において出願人又は発明共有事業者としての義務を遵守することが求められます。例えば、以下の点について特に留意が必要です。

- ・同制度により安全保障上極めて機微な発明を含むものとして保全指定された出願の機密情報について開示の禁止及び厳格な管理が求められます（経済安全保障推進法第74条及び第75条）。
- ・また、政令で定める特定技術分野に属する発明は保全対象の発明でないことが明らかとなるまで外国出願(PCT出願を含む)が禁止されます(経済安全保障推進法第78条)。したがって外国出願を行う際には、特定技術分野との関係に十分に留意してください。これらの義務に違反した場合には、罰則が科せられ得るため、十分に留意してください。特許出願の非公開に関する制度一般の内容については以下をご覧ください。

【参考】特許出願の非公開に関する制度

https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/suishinhou/patent/patent.html

b. 同制度に伴う NEDO への技術情報の提示についての留意点

また、特許出願に関する詳細な技術情報であって、以下に該当する場合については、公にすることにより外部から行われる行為によって国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれ大きい発明の構成を開示する詳細な形では、原則として NEDO に提示してはいけません。公募時に提出する提案書及びその他提出書類もこの考え方に準じますので、十分ご留意ください。

- ・当該特許出願が本制度による保全指定中
- ・当該特許出願が特許庁による内閣府への送付の要否の選定中（ただし、明らかに特定技術分野に該当しない特許出願は除く）
- ・当該特許出願が内閣府による保全審査中
- ・特許出願を予定している技術情報（ただし、明らかに特定技術分野に該当しない技術情報は除く）

ただし、プロジェクトマネジメントにおける必要性等から NEDO が求めた場合には、NEDO が指定する方法で提示する必要があります。

(3) 研究不正への対応

①公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応

公的研究費の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」という。）については、「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成 20 年 12 月 3 日経済産業省策定。以下「不正使用等指針」という。（※1））及び「補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等の措置に関する機構達」（平成 16 年 4 月 1 日 16 年度機構達第 1 号。NEDO 策定。以下「補助金停止等機構達」という。（※2））に基づき、NEDO は資金配分機関として必要な措置を講じることとします。併せて本事業の事業実施者も研究機関として必要な対応を行ってください。

本事業及び府省等の事業を含む他の研究資金において、公的研究費の不正使用等があると認められた場合、以下の措置を講じます。

（※1）「不正使用等指針」についてはこちらをご参照ください：経済産業省ウェブサイト

https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html

（※2）「補助金停止等機構達」についてはこちらをご参照ください：NEDO ウェブサイト

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

a. 本事業において公的研究費の不正使用等があると認められた場合

- i. 当該研究費について、不正の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただきます。
- ii. 不正使用等を行った事業者等に対し、NEDO との契約締結や補助金等の交付を停止します。（補助金停止等機構達に基づき、処分した日から最大 3 年間の契約締結・補助金等交付の停止の措置を行います。）
- iii. 不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者（善管注意義務に違反した者を含む。以下同じ。）に対し、NEDO の事業への応募を制限します。（不正使用等指針に基づき、不正の程度などにより、原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降 1～5 年間の応募を制限します。また、個人の利益を得るための私的な流用が確認された場合には、10 年間の応募を制限します。）
- iv. 府省等他の資金配分機関に対し、当該不正使用等に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正使用等を行った者及びそれに共謀した研究者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関から NEDO に情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。他府省の研究資金において不正使用等があった場合にも i～iii の措置を講じることがあります。
- v. 不正使用等の行為に対する措置として、原則、事業者名（研究者名）及び不正の内容等について公表します。

b. 「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成 20 年 12 月 3 日経済産業省策定）に基づく体制整備等の実施状況報告等について

本事業の契約に当たり、各研究機関では標記指針に基づく研究費の管理・監査体制の整備が必要です。

体制整備等の実施状況については、報告を求める場合がありますので、求めた場合、直ちに報告するようにしてください。なお、当該年度において、既に、府省等を含め別途の研究資金への応募等に際して同旨の報告書を提出している場合は、この報告書の写しの提出をもって代えることができます。

また、NEDO では、標記指針に基づく体制整備等の実施状況について、現地調査を行う場合があります。

②研究活動の不正行為への対応

研究活動の不正行為（ねつ造、改ざん、盗用）については「研究活動の不正行為への対応に関する指針」（平成 19 年 12 月 26 日経済産業省策定。以下「研究不正指針」という。

（※1）及び「研究活動の不正行為への対応に関する機構達」（平成 20 年 2 月 1 日 19 年度機構達第 17 号。NEDO 策定。以下「研究不正機構達」という。（※2）に基づき、NEDO は資金配分機関として、本事業の事業実施者は研究機関として必要な措置を講じることとします。そのため、告発窓口の設置や本事業及び府省等他の研究事業による研究活動に係る研究論文等において、研究活動の不正行為があると認められた場合、以下の措置を講じます。

（※1）研究不正指針についてはこちらをご参照ください：経済産業省ウェブサイト

https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html

（※2）研究不正機構達についてはこちらをご参照ください：NEDO ウェブサイト

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

a. 本事業において不正行為があると認められた場合

- i. 当該研究費について、不正行為の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただくことがあります。
- ii. 不正行為に関与した者に対し、NEDO の事業への翌年度以降の応募を制限します。（応募制限期間：不正行為の程度などにより、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降 2～10 年間）
- iii. 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文等の責任者としての注意義務を怠ったことなどにより、一定の責任があるとされた者に対し、NEDO の事業への翌年度以降の応募を制限します。（応募制限期間：責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降 1～3 年間）
- iv. 府省等他の資金配分機関に当該不正行為に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正行為に関与した者及び上記 iii により一定の責任があるとされた者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金による事業への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関から NEDO に情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。
- v. NEDO は不正行為に対する措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた研究資金の名称、当該研究費の金額、研究内容、不正行為の内容及び不正の認定に係る調査結果報告書などについて公表します。

b. 過去に国の研究資金において不正行為があったと認められた場合

国の研究資金において、研究活動における不正行為があったと認定された者（当該不正行為があったと認定された研究の論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含む。）については、研究不正指針に基づき、本事業への参加が制限される場合があります。

なお、本事業の事業実施者は、研究不正指針に基づき研究機関として規定の整備や受付窓口の設置に努めてください。

c. NEDO における研究不正等の告発受付窓口

NEDO における公的研究費の不正使用等及び研究活動の不正行為に関する告発・相談及び通知先の窓口は以下のとおりです。

【研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等に関する告発受付窓口】

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 法務部

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310

電話番号：044-520-5131

（電話の受付時間は、平日：9 時 30 分～12 時 00 分、13 時 00 分～18 時 00 分）

E-mail：helpdesk-2@ml.nedo.go.jp

ウェブサイト：https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html